

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2017年10月号

(議会報告通号 Vol. 112)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>
メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp



メールマガジン発行中!

「老後の生活設計について考える」勉強会を行いました



9月2日、練馬区役所の石神井庁舎の会議室を使って、「老後の生活設計について考える」勉強会を行いました。

講師として来ていただいた、行政書士の中野千津香先生は、高齢になってから必要な手続きや死後の手続きについての相談を多く受ける中で、元気なうちからの意志の引継ぎのための備えが必要であると痛感してきました。

比較的若い年齢でも、若年性認知症や急な病気になることもあります。若いうちから、いざという時に自分の財産(例えば、持ち家など)をどうしたいのか(いつごろを売却するか)や、通帳など大切なものを他の家族でも分かる状態にしておくこと、持っている株式や債務を整理して引き継ぎをしやすくしておくことなどがいかに重要か、具体的な事例を出してお話をしてくださいました。

「遺言書」を作ることが、自分にもしものことがあったときに残された人のためになるだけでなく、自分が何を大切に生きてきたかを考えるきっかけとなり、これからの人生をさらに自分らしく豊かにすることにもつながるといってお話もありました。今後、皆で遺言書を書く練習をしてみたいという勉強会も有意義であると感じました。

また、「ご参加いただいた方からは、「延命治療のことを詳しく知りたい」「介護のヘルパーさんは普段どんな仕事をしているのかを知りたい」といったご意見もいただきましたので、今後、そうした勉強会も企画していけたらと考えています。

二〇一七年十月

かとうき 桜子

11月25日(土)区政報告 & 東北応援報告会を行ないます

～東北のものを試食しながら～

東日本大震災が起こって以降、津波からの復興を目指す宮城県気仙沼と、原発事故の影響と闘ってきた福島県天栄村との交流を続けています。

この夏、被災地を訪ねた際に動画を録ってきましたので、直接足を運ぶ機会がないみなさんにも、見ていただければと企画しました。

まず、かとうき桜子から秋の区議会のご報告をさせていただいた後、東北の美味しい商品を試食しながら、最近の東北の様子をご報告します。ご紹介した商品の購入方法のご案内もしますので、ぜひご参加ください。

【日時】2017年11月25日(土)午後2時～4時

【場所】勤労福祉会館 会議室大

【参加費(資料代・試食実費分)】500円

区議会定例会で質問した内容をブログに載せていますので、ぜひご覧ください。

9月11日に行った一般質問では、以下の質問をしました。

- ・自殺対策
- ・学校給食費など学校での徴収金が私費会計であることの問題点
- ・子どもに関わるボランティアの育成
- ・災害時の要援護者への対応
- ・男女共同参画計画に記載のある、若年女性への支援とセクシュアルマイノリティについて

また、9月19日から10月初旬にかけて、決算特別委員会での質問もしています。詳しい内容をブログに順次更新していますので、ぜひご覧ください。

<https://ameblo.jp/sakurako-nerima/>

駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時～8時30分頃)に駅前配布しています。

- ・毎週月曜日：大泉学園駅北口
(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、グランエミオのビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)
- ・月2回、火曜日：大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- ・水曜または木曜のうち月3回：保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- ・月3回、金曜日：石神井公園駅(中央改札側の駅正面と高架下と、西口改札付近)

かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ。現在、区議会議員3期目。
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫3匹と夫と住んでいる



①学校給食費の事務の課題

②大切な人を亡くした方への支援

9月6日から10月13日までの区議会定例会では、私が、一般質問（区政についてどんなことでも質問できる機会）を行なったほか、練馬区の2016年度の決算の審査をするために14日間の決算特別委員会が開かれ、その審査を通じて質問する機会を得ました。

今回のレポートでは、こうした質問の機会に発言した内容のうち、まず学校給食費の事務に関することをご紹介します。このテーマは私は今回初めて議会で取り上げたのですが、改善するまで意見を述べていきたいと思っています。

次に、流産・死産をされた方がその後に行なわなければならない手続きで再び傷ついてしまうことのないような行政の対応が求められること、大切な家族を亡くされた方へのケアの視点を持った対応を充実させる必要があることを指摘しましたので、ご報告します。

私費会計として扱われている学校給食費・教材費

学校給食は、公教育の中で行なわれているものであるにもかかわらず、学校ごとの私費会計として取り扱われています。また、ドリルなどの副教材といった教材費も私費会計です。これはあわせて30億円ほどになるのですが、私費会計ということは、各学校で校長の個人名義の口座で管理されているということであり、議会に示される予算・決算にはその収支はまったく出てこないのです。練馬区内の学校の給食費は口座引き落としでの徴収ですが、教材費に関しては現金で徴収していることがあります。自治体によっては、いまだ給食費も子どもが持参している場合もあるそうで、全国的に見ても、3分の2の自治体が、このように透明性に欠ける会計処理が行なわれている現状があります。

左にまとめたように、文部科学省もこの状況を改善すべきという考えを示しており、この報告書と同時期に、この内容に沿った業務の適正化を自治体に求める文部科学省からの通知も出されました。今年4月の参議院総務委員会で「環境整備を促し、対応を進めたい」という答弁がされていますし、世田谷区をはじめ、今年度から公会計化を始めている自治体もあります。多くの自治体で私費会計として扱われてきた学校給食費等の徴収金の公会計化が求められています。

練馬区では、2013年、2016年の二度、学校給食費や教材費の事務処理をしていた非常勤職員による着服事件が発覚しています。2013年にダブルチェックの体制など再発防止策を講じたにもかかわらず、昨年また同じような問題が起きてしまったのです。そこで、区として「学校徴収金管理システム」を作るとしています。

ので、42万円から費用を除いた部分はご本人が受け取ることができます。

しかし、そのためには流産・死産であったことを証明するための診断書などの書類を役所に提出する必要があります。この手続きで大変つらい気持ちになったと、区民の方からお話をお聞きしました。これは、国民健康保険制度の制度上の課題であるといえます。区としては手続きを簡素化する工夫もしてきたということなのですが、今後、国民健康保険制度は保険者が市区町村から都道府県へと広域化されるので、その中でより適切な対応ができるよう区としても問題提起すべきと指摘しました。

また、流産・死産されたご本人のケアをするための情報提供を行なうべきであるという点もあわせて指摘しました。

死亡届を提出される際の情報提供の工夫も必要

ご家族が亡くなったとき、役所に死亡届を提出するほか、亡くなった方に関する様々な手続きが必要になります。

今回の区議会で、自殺された方のご遺族への支援という観点で、「死亡届を出しに来た際に、ケアを受けられるところが分かりやすくなるような情報提供の工夫をすべき」という提案をしました。港区では、自殺か否かは問わず、どんな事情であれ死亡届を出しに来られた方「

現在、学校ごとに異なっている会計処理を統一してシステム作りを進めているということですが、区はそれで充分であるとして公会計化には消極的です。

しかし、私はより会計の透明性を図ることが必要であるという観点で、これからもこの問題を取り上げていきたいと思っています。

流産・死産だったときの出産育児一時金の制度上の課題

健康保険には「出産育児一時金」というものがあり、出産にかかる費用を補うためのものとして42万円が支給されます。背景には、出産は健康保険の対象とならないためにかなり費用がかかるということがあります。

多くの病院では、この一時金が保険から直接病院に支払われるしくみを導入しているので、出産した人は出産費用から42万円分を引いて不足する分を自己負担することになります。

妊娠85日目以降の流産・死産の場合にも出産育児一時金は支給されます。その場合、かかる費用が42万円を下回る場合が多い

に対して「ご遺族の方へ」という冊子をお渡しし、情報提供をしていると聞いたからです。

港区の冊子は28ページ立てで、いつまでにどんな手続きをすればいいかなどが分かりやすく書いてありますし、ご遺族へのケアについての情報提供もあります。

練馬区も情報は渡しているのですが、その内容はA4用紙1枚で、健康保険や年金、税金の手続きといった、死亡に関わる事務的な対応に関する情報だけです。例えば保健師によるメンタルケアや、民間団体がやっている活動も含めて遺族支援や当事者の会、グリーンケアの取り組みなどを紹介するという工夫も必要なのではないかと考えています。

これは、自殺された人のご遺族への支援という意味だけではなく、どんな理由であれ大切な人を亡くされて傷ついている方への支援、先に書いたような流産・死産でお子さんを亡くされた方への支援という意味もあると考え、提案をしました。

区からは、「区民に分かりやすい情報提供という観点で検討したい」という答弁がありましたので、今後に期待したいところです。

「学校現場における業務の適正化に向けて」より

（文部科学省「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が2016年6月にまとめた報告書）

☆学校現場の負担軽減の観点から、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。このため、地方自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置の促進、徴収・管理システムの整備など、学校を設置する地方自治体等が学校給食費の徴収・管理業務を行うために必要な環境整備を推進する必要がある

☆学用品費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務についても、課題を整理したうえで、学校給食費と同様に必要な環境整備を推進する必要がある

